

## 恋野橋の被災に伴う

代替路（仮橋）を3月24日から利用開始しました。

平成30年11月2日から変状により通行止めになっていた恋野橋の、代替路として建設を進めていた仮橋が、3月24日（日）に通行可能となりました。

建設に当たり、地権者の皆様、地元関係者の皆様はもとより、建設に関わった組織・団体の皆様にも多大なる御協力、御努力を頂きましたこと、大変感謝致します。

○歩行者、自転車、緊急車両、一般車両の通行が可能になります。

なお、一般車両については準中型自動車以上と高さ2.80mを超える車両は通行できません。

※準中型自動車：車両総重量3.5t以上、最大積載量2.0t以上、定員10人を超えるのいずれかに該当する車両

○代替路については、危険が予測される場合には通行規制を行う場合もあります。

○仮橋の供用をもって、上流0.6kmにある迂回路としての水管橋の利用及び代替輸送タクシーの運行については終了します。

### 【位置図】



### 【代替路の概要】

- ・延長：343.6m
- ・橋長：142.8m（応急組立橋：40m、50m、50m）
- ・幅員：車道5.0m、自歩道2.5m